

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 25 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02927

研究課題名(和文) 20世紀前半の中東欧多文化社会における社会的格差と地方財政

研究課題名(英文) Social differentials and local finance in multi-cultural Central Europe in early 20th Century

研究代表者

渡邊 竜太 (WATANABE, Ryota)

東北大学・国際文化研究科・GSICSフェロー

研究者番号：40596524

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、多文化性によって特徴づけられる、20世紀前半の中東欧社会の各文化集団間に存在した格差の実態を明らかにすると共に、地域間の財政調整制度の歴史的発展を検証し、前述の格差を調整し得る仕組みが存在したか否かを検証することを目的とした。

まず、1918年以前のオーストリア帝国の諸地域・文化集団間に存在した生活状態の格差を明らかにすると共に、同国の財政調整制度が、それらの格差を解消し得るものではなかったことを示した。次いで、一継承国たるチェコスロヴァキアを対象とし、同国においても、著しい地域間の経済・財政構造の相違が存在する一方、それを調整する制度が存在しなかったことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research aimed to show the social differentials in multi-cultural Central European society and to examine whether there was a system, which could equalize these gaps. First, differentials of peoples in Austrian Empire before 1918, which existed in their living conditions were examined. Compared with the financial-equalization system of the state, it was proved that such a system could not ease the wide gaps, between various regions, cultural groups and peoples. Second, economic and financial differentials between regions in the Czechoslovak First Republic, which was a successor state of the Habsburg Monarchy was inspected. It was proved that even only in Bohemia, industrial and social structures of various regions remarkably differed. Consequently structures of revenues and expenditures of local bodies also remarkably differed. But the First Republic could not build up a efficient financial-equalization system which could guarantee proportionate development of the state.

研究分野：ヨーロッパ現代史

キーワード：東欧現代史 オーストリア現代史 チェコスロヴァキア現代史

### 1. 研究開始当初の背景

1990年代の東欧諸国における政治的変動、とりわけ、それら諸国における「民族紛争」の顕在化に関連して、1918年以前にそれらの多くを支配したオーストリア=ハンガリー君主国(ハプスブルク帝国)を見直す動きが、歴史学においても現れてきた。それらによって、君主国のオーストリア側では、多文化の平和的共存を目指した努力が積み重ねられてきたことが実証的に明らかにされ、「諸民族の牢獄」からの「民族解放闘争」の所産としての東欧諸国民国家の成立という歴史観は相対化された(大津留、1995年など)。しかし、東欧「革命」から30年近くを経、これらの諸国のEU等への統合を見た一方、それへの反発が、同地域におけるポピュリズムの擡頭や権威主義的政権の成立として顕在化している今日、「ポスト冷戦」的な歴史観や、中東欧が西欧と共有する西方キリスト教文化やハプスブルク家の統治に注目した「中欧」論もまた、批判的に再検証されねばならないであろう。

研究代表者はかつて、20世紀初頭のオーストリアにおいて、領域的自治と属人的自治を組み合わせた同国に住む諸国民(Nation)への付与を提唱し、とりわけ1990年代以降、多文化共存の思想として評価された、オット・パウアーの構想(Bauer, 1907)を批判的に検討した(渡邊、2013年)。その結果、(1)20世紀初頭オーストリアの、諸地域、諸文化集団の生活水準の間には、著しい格差が存在したこと、(2)それにも拘らず、パウアーの自治論は、格差の解消を放棄しており、それ故に、多文化共生の構想としての実効性が疑わしいことが明らかとなった。従って、中東欧における「民族問題」と多文化の共存の可能性を考察する際には、制度化された差別や抑圧、或いはそれを防止するための措置の有無のみならず、諸文化を有する住民の間に存在する境遇の格差と、それを調整し得る制度の有無もまた、検討されねばならない。

### 2. 研究の目的

そこで、本研究においては、20世紀初頭のオーストリア、及びその一継承国であるチェコスロヴァキアの、地方財政の制度及び実践に注目して、(1)それがこの地域における諸地域・諸文化間の社会的格差に如何に作用・対応していたか、(2)その実態は如何なるものであったのか、(3)それが格差の解消に役立たなかったならば、その原因は奈辺にあるのかを解明することを目指した。

### 3. 研究の方法

上述の研究目的のために、本研究で用いた方法は、以下のようである。

(1)君主国末期オーストリアにおける諸地域・諸文化集団間に存在した、生活上の境遇の格差に関する統計史料を再確認すると共に、1896年対人税改革以後の同国における地

域間財政調整制度の発展を跡づける。次いで、統計より明らかになった格差に照らして、当時存在した財政調整制度が、帝国内の諸地域・文化集団に如何に作用したのか、とりわけ、格差の緩和に寄与し得たのか否かを検討する。

(2)第一次世界大戦後、オーストリア=ハンガリーの一継承国となったチェコスロヴァキアを題材に、同国西半部(いわゆる「チェコ」)における市町村財政の具体的な事例を検討する。この一事例より、チェコスロヴァキア地方財政制度の問題点を、同国の地帯構造及び「民族問題」に照らして明らかにする。次いで、この問題点を、同国が旧オーストリアから継承した地方財政制度と、チェコスロヴァキアの政治システムの双方に関連付けて考察する。

### 4. 研究成果

(1)研究代表者は以前(渡邊、2013年)、二重君主国の公式統計(K. K. statistische Zentralkommission (Hg.), *Österreichisches statistisches Handbuch für die im Reichsrath vertretenen Königreiche und Länder*, Jg.26, Wien 1908)に基づき、普通平等選挙権導入前の最終段階における諸地域・文化集団に属する住民の間に存在した、教育、福祉、所得などに関する格差を明らかにした。それによると、一方の、帝国西部に住むドイツ人、イタリア人及びチェコ人と、他方の、東部・南東部のルテニア人や南スラヴ人などとの間で、教育水準、衛生や医療の状態などの生活水準、賃銀・所得の水準などに著しい格差が存在したことが確認される。また、東部のガリツィアにおいては、同地の所得税に関する統計から、ポーランド人大土地所有貴族とルテニア人貧農との間の所得の格差が著しかったことが推測される。

同時代の東部ガリツィアを訪問した、ポーランド人農民スウォムカ(Słomka, 1941, pp.183-184)は、同地における「ルテニア的」悲惨について語り、フリードリヒ・ナウマンは、『中欧論』の中で、オーストリアの「東へ行くにつれて、いわばその生涯にわたってルンペンから抜け出すことができない男女が見出される」ことを指摘し、このような惨状を抱えるオーストリア人をライヒのドイツ人が援助するよう訴えかけた(Naumann, 1964, S.612-613)。また、後にチェコスロヴァキアで法相などを勤める社会民主主義者マイスネル(Meissner, 1908)は、カール・レンナーやオット・パウアーが提唱する国民的自治(nationale Autonomie, S. 275-276)もまた、各国民がその財源を自弁せねばならないならば、スロヴェニア人やルテニア人のような貧困な国民(Nation)は、その文化的な要求を満たすことができないであろうと論じた。このように同時代人によっても、オーストリアには著しい格差が存在することが認識されており、とりわけルテニア人をはじめ

とする、東部の諸民族の悲惨な状態が指摘されていた。

各領邦の、財政を見ると、1905年度における各領邦の人口一人当たりの歳入は、上位の諸邦では、サルツブルク 27.54 クローネ、下オーストリア 22.93 クローネ、シュタイアーマルク 20.71 クローネに対し、下位の諸邦では、フォアアルルベルク 3.56 クローネ、ガリツィア 4.49 クローネ、プロコヴィナ 7.05 クローネであり、各領邦が住民のために支出し得た財源の額にも著しい差があったことが確認される (*österreichisches statistisches Handbuch*, Jg. 26, S. 460)。

オーストリアにおける地域間財政調整制度の端緒は、1896年の対人税改革に遡る。これによって、個人所得税と営業税が区別され、前者に対する地方の付加税が免除された。この際、所得税への付加税課税による減収を補償するために国の物税収入から領邦への分与が開始された。また、1898年からは、従来領邦が課税していた火酒税の課税権を国に移し、その収入から領邦への分与を行うこととなった。更に、1916年には、麦酒税に関しても同様の措置が取られた (Pfaundler, 1927, S. 1-65)。この際の分与の基準は、前者の場合は物税収入であった。従って、物税の分与は、豊かな領邦により多くを与えた。また、後者の場合は、分与の基準は火酒又は麦酒の消費量であった。そして、飲酒の習慣は領邦の財政需要と関係がない。

以上に見たように、ハプスブルク帝国末期のオーストリアにおける政府間財政調整制度は、財政の集権化に伴い帝国が奪った領邦の財源に対する補償等という性格を帯びており、領邦間の租税力の格差を解消し得るものではなかった。実際に、この間に、「ドイツオーストリア」(今日のオーストリア領土からブルゲンラントを除き、それに南ティロールを加えた地域)は、分与金全体の 3~4 割を受け取っていた (Pfaundler, 1927, S. 239)。従って、先に見た、帝国東西間の経済的、社会的格差に鑑みれば、国税分与の制度は、全体として、富裕な領邦に多くを与えるものであり、格差を助長しさえしたと考えられるのである。

かくして、ハプスブルク期のオーストリアにおいては、「ハプスブルク家が家産制的に結合していった諸地域の身分制的等族的結合の伝統が州主権自治の行財政運営の基本線を規定し」(佐藤、2002年、57頁) 地域間の均衡ある発展を保証する財政制度が存在しなかった。従って、チェコスロヴァキアで蔵相を務めた経済学者エングリシュは、後年、財政調整を論じるにあたって、「初めから貧しい市町村に援助する用意がある市町村は極めて少ない」ので、最初は連帯を強制せねばならないと述べねばならなかった (Engliš, 1931, S. 325-326)。

(2) 第一次世界大戦後、オーストリア=ハンガ

リー君主国の継承国の一つとなったチェコスロヴァキアは、旧君主国に存在した地域間の不均等発展とそれに由来する格差をも継承した。それは、「民族問題」とも重なり合あって現象し、しばしば「チェコ」とスロヴァキアとの間の格差について語られ、また、ミュンヘン協定の口実とされた「ズデーテンドイツ人」の要求の背景に、ドイツ人の経済構造が世界恐慌によって被った打撃があったことが指摘される (Dobrý, 1964, str. 746-748)。

研究代表者は、これまでに、1927年にチェコスロヴァキア国民議会に提出された統計資料 (Poslanecká sněmovna N. S. R. Č 1926, volební období, 3. zasedání, tisk 705, příl. 1) の分析を行い、ボヘミア諸邦 (いわゆる「チェコ」) 地域における市町村の歳入構造の地域間の相違を明らかにしてきた (渡邊 2010年 a, b)。それによると、ボヘミア諸邦における市町村の歳入の構造には、南北間の地帯構造の差異 (佐藤 1992年、第6章 (4)) に対応した相違があり、北部や北西部の鉱工業地帯では国税付加税への依存が大きいのにに対し、南部や西部には、付加税のみならず、税一般への依存が小さく、市町村は、歳入の大半を財産・企業収入から得ている地域が存在すること、この相違は、ドイツ人地域の内部においても確認され、政治的には、北部・北西部の鉱工業地帯を基盤とするドイツ人社会民主党と、南部の農業地帯で有力であった、農業者同盟やキリスト教社会党との間の対立として表現されたことを指摘した。そして、コデドヴァーが提示する、19世紀後半のボヘミアの大土地所有一覧 (Kodedová, 1967, S. 166-174) に現れる都市と、市町村財政の税への依存が小さい郡の中心都市が一致することから、それらの都市が土地、とりわけ森林に由来する収入を主要な財源としてきたのではないかと推測した。しかし、税への依存度が低い市町村財政の実態、及びその森林所有との関係の実証的な分析は、今後の課題として残されていた。

両大戦間期チェコスロヴァキアの地方財政に関する文献としては、同時代に北西ボヘミア炭鉱地帯のモスト (Most/Brüx) 市職員として財政を担当した、シュライター=シュヴァルツェンフェルトの著書『1918年から1938年までのズデーテンドイツ人の市町村と郡の財政』 (Schreitter-Schwarzenfeld, 1965) が、今日なお、管見の限り、公刊されたものとしては唯一のものである。同書は、当時の財政状況を「付加税のカオス」と特徴づけ、付加税の高さという外形のみが納税者の目に入り、その理由が問われなかったことに「悲劇」があったと論じる。そこでは、付加税以外の財源にも言及され、それを主な財源とした市町村の存在も示唆されはするが、叙述の主たる対象は、付加税への依存が大きかった、北部や北西部に限られる。

今世紀に現れた、関連する重要な研究の成

果としては、ボヘミアの、地域的中心をなす中都市の経営と開発に関するマイエルの著作(Maier, 2005)が挙げられる。同書は、(チェスケー・)ブヂェヨヴィツェ((České) Budějovice/(Böhmisch)Budweis)、フラデツ・クラロヴェー(Hradec Králové/Königgrätz)、パルドゥビツェ Pardubice/Pardubitz)、プルゼン(Plzeň/Pilsen)の4市を取り上げ、19世紀中葉の自治行政制度成立から第一共和政期までの都市経営と開発政策を、一次史料に基づき、実証的に分析している。そこでは、当然財政にも言及がなされ、市有林や軍から払い下げを受けた旧要塞跡地などの市有財産とそれに由来する収入についても重要な指摘がなされる。しかし、上述の4市の財政、とりわけ予算の構成に関しては、利用可能な史料が十分に残されていないために、マイエルの叙述は断片的なものに止まっている。そして、このことは、彼の結論において、都市の「繁栄の源泉」の分析が図式を描くことに止まり、それら(例えば、森林などの財産と企業が納める税など)相互間の関係が検討されないこと、市財政が赤字であり、市財政に持続可能性がなかったことが、都市開発、とりわけインフラ整備の成果によって、無批判に正当化されるという問題を帰結していると考えられる。

以上のような研究の状況に鑑みれば、税に比較的依存していなかった市町村の財政の実態を明らかにすることは、戦間期のチェコスロヴァキア地方財政解明の上で、不可欠の作業である。それによって、同国の地域間の不均等な発展と住民間の格差に財政が如何に関係していたのかを明らかにする手掛かりとなるであろう。

そのような市町村の実例として、本研究においては、西部のバイエルンとの国境に位置し、当時はドイツ人が住民の大半を占めていた都市ヘブ(Cheb/Eger)の事例を取り上げた。同市の財政に関しては、同時代の書籍(Lodgman/Stern, 1931)、『ヘブ市公報』(*Gemeinde-Amtsblatt für die Stadt Eger*)及びヘブ国立郡文書館(Státní okresní archive Cheb)所蔵の財政監査に関する文書などから情報を得ることができた。

なお、同地の周辺地域は、ルートヴィヒ4世がフリードリヒ美公とドイツ王位を争った際に受けた援助に対する抵当として、1322年にボヘミア王ヨハンに与えられた(Siegl, 1931, S. 28; Boldt, 2010, str. 48-51)。その主従契約には、この地域がボヘミアとは区別された領域として扱われるべきことが謳われており、第一次世界大戦後にも、これを根拠に、ヘブ地方はボヘミアに属さないという主張が現れ、チェコスロヴァキアへの編入への抵抗やバイエルンへの編入の要求が行われた(Klepetař, 1937, S. 41; Faltys, 1983, S. 98-101)。このような、同市の、国境であるに止まらない歴史的特殊性については、今後の検討の課題としたい。

先の議会資料によると、ヘブ市を中心とするヘブ郡には31の市と村があり、うち30の1922年度予算の調達方法を平均すると、財産と企業収益72.59%、寄付・料金及び税11.61%、国税収入からの分与金5.61%、直接税付加税4.51%、その他5.68%であった。同郡内の市町村の収入に対する付加税の割合の低さは、南西ボヘミアのカシュベルスケー・ホリ(Kasperské Hory/Bergreichenstein)郡に次いで、ボヘミア諸邦全体で2番目に位置した。では、同郡内の市や村は、財産収入が豊富であったために、国税への付加税をはじめとする税の徴収を必要とせず、そこでは納税者の負担は軽かったのだろうか。

#### ヘブ市の市有財産

1931年にボヘミア州庁によって行われた財政監査の記録によると、ヘブ市が所有していた主な財産は、次のようであった。資本( )有価証券名目価値2,582,200コルナ(Kč)、( )ドイツ国債869,000紙幣マルク、預金315,925.20 Kč、土地( )国内: 2,272.0852ヘクタール(ha)、( )バイエルン: 634.4760ha。これと並んで、同市は、私有企業として水道、屠畜場、冷蔵倉庫、ガス、貯木場、温泉、バス、劇場、葬儀施設、質屋の事業を行っていた。このうち、私営企業は、その多くが公益的性格を持っており、サービスの価格は社会政策的に低く抑えられていた。従って、財源として財産、とりわけ土地に由来する収入であろう。

前述の、歴史的背景からか、ヘブ市は、コデドヴァーが挙げる大土地所有者の一覧表には登場しない。しかし、19世紀末時点におけるこの表に挙げられたボヘミアの都市の中に位置づけると、その土地所有面積は、13位となる。

これらの土地に由来する市の収入は、農地の地代、森林収益、漁業権、養魚池の賃料、狩猟権などであった。市有地のうち、最大の部分は森林が構成しており、営林計画によるとその面積は、国内に1,494.75ha(7営林区)、バイエルンに648.22ha(1営林区)であった。これに加え、新たに森林を取得するための「森林拡張基金」が設けられており、ヘブ市は1929年に20.8903haの森林を取得した。

なお、ヘブ市のバイエルンへの森林所有は、前述の歴史的経緯により、近代までボヘミアとバイエルンとの国境が未画定であったことに由来し、第二次世界大戦後、その所有権をめぐる、ドイツ人「追放」によってバイエルンに移住した旧「エーガー」市民とヘブ市当局の間に紛争が生じた(1963-2012年)(Schustert, 1985)。

#### ヘブ市財政における財産収入の位置

市有林の純益は、1920年度に1,668,851.21 Kč、1929年度に840,875.29 Kčであった(Pötzl, 1931, S. 70)。同年度の決算において市有財産収入からの収入は、約871,000 Kčと1,102,000 Kčであったので、市の財産収入の大部分が森林に由来したことが分かる。収

入総額に対する市有林の純益の割合は、両年度にそれぞれ、57.8%、8.8%であった。これに対し、市の歳入に占める付加税の割合は増大の傾向を示し、1910年に19.4%であったのに対し、1920年に35.1%、1925年に42.1%、1929年には57.1%となった(Wild, 1931, S.62)。従って、ヘブ市における市有財産、とりわけ市有林に由来する収入が財政上大きな役割を果たしたことが確かに確認できる。しかし、上に見た限りでは、歳入総額に対するその割合が減少していることもまた確認される。他方で、付加税への依存が著しく増大したことが確認される。(これに鑑みれば、前述の議会資料が示す数値は、今後のさらなる検証が必要である。)同時代の文献でも、森林収入が伐採・販売可能な木材の量、木材の市況、自然災害などに影響され、不安定であったことが指摘される。加えて、市の財政需要は、行政上の任務の増大に伴い、大戦後著しく増大していた。

ヘブ市における付加税の税率もまた、大きく増大していた。1920年度には、家賃税と他の国税(地租、一般営業税、特別営業税、定期金税)にそれぞれ44%と100%の市付加税及びそれぞれ31%と61%の学校付加税が課されていたが、1923年度にはそれぞれ33%と51%の市付加税及び31%と90%の学校付加税、1925年には33%と450%の市付加税、31%と80%の学校付加税、1925年度にはそれぞれ30%と460%の市付加税、30%と80%の学校付加税が課税された。1922年度には、一般営業税、地租、定期金税に対して730%の市付加税が課された。この付加税率も、市が必要な資金を借り入れによって調達することによって抑制されたものであり、また、市参事会によって、付加税率引き下げのために森林拡大基金への投資の取りやめが提案されたこともあった。そして、1927年の法律によって付加税率に上限が設定されると、許される最高率(家賃税100%、他の税210%)の付加税が徴収された。

従って、ヘブ市が、付加税への依存が小さい地帯に位置し、森林を中心とする財産収入が大きかったとしても、それは、同市が財政的に豊かであり、付加税への依存を必要としなかったこと、同市における付加税納税者の負担が軽かったことを意味するのではなかった。市代表部や市参事会では、財政難が差し迫った問題として認識され、その打開策が論じられていたことが、残された行政文書から確認される。

#### 総括と展望

以上から、一方では、両大戦間期のチェコスロヴァキアにおいて、都市が大規模な森林を所有し、その収益が財政上大きな役割を果たしたことが確認される。このような公有林は、前近代の共同体的な所有に由来し、それを財源とする財政は、税に基づく近代的な財政以前の、古い形態のものである。経済学の古典(リスト、1974年、82-83頁、110-114頁; エンゲルス、1973年、109-110頁など)

では、このような共有地は過去の遺制であり、私的所有に移行すべきものとされた。しかし、この時期のチェコスロヴァキアでは、土地改革とも関連して、市町村の森林所有は拡大した。また、社会民主党や共産党によって、その社会主義的な改革も主張された。この時、公有林を維持・拡大させ、また、それによって形成された地域社会の共同性を検討することが、今後の課題として残される。

他方で、付加税への依存が小さいとされた西部のヘブでも、その依存の程度は増大し、付加税率自体も高かったことが確認された。北部や北西部の鉱工業地帯のみならず、この地域でも地方団体の財政難と重い税負担が生じていたならば、その問題が何故解決されなかったのかが問われねばならない。付加税の負担者が土地所有者、企業家、家屋所有者などの有産者であり、市町村が行う社会政策の受益者が無産者であったため、チェコスロヴァキアにおける市町村財政をめぐる論争は、階級闘争として現象した。この状況において、合理的な地方財政制度を形成することは、チェコスロヴァキアの政治システムに鑑みれば困難であったのではなからうか。両大戦間期の同国の政治は、超多党制の下で、諸政党が協議・協調を通して安定した議会制民主主義を維持することに成功した、東欧における例外的存在と位置づけられる(中田、2012年)。しかし、農村と有産者を代表する農業・カトリック政党と、都市と無産者を代表する社会主義政党が連合政権を組み、協調・妥協によって政策決定が行われる際、財政上の負担のような、物質的利害が対立する問題での合意は困難となる。この限界が、合理的な地方財政制度の形成を妨げ、市町村の財政的困難に表現されたのではないかと考えられる。

#### <引用文献>

- (1) Bauer, Otto, *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*, Wien 1907 (丸山敬一他訳『民族問題と社会民主主義』御茶の水書房 2001年)。
- (2) Boldt, Frank, *Cheb-město evropských dějin. Esej o česko-německé koexistenci*, Praha/ Litomyšl 2010。
- (3) Dobrý, Anatol, *Základní směry vývoje československého průmyslu v letech 1913-1938 a některé otázky sociálně politické* in: *Československý časopis historický*, roč. 12, č. 5, 1964, str. 726-752。
- (4) エンゲルス(大内力訳)『マルク』、マルクス/エンゲルス(大内力編訳)『農業論集』岩波書店 1973年、99-126頁。
- (5) Engliš, Karel, *Finanzwissenschaft. Abriß einer Theorie der Wirtschaft der öffentlichen Verbände mit besonderer Berücksichtigung der Tschechoslowakei*, Brno/ Praha/ Leipzig/Wien 1931。
- (6) Faltys, Antonín, *Deutschböhmen-Ver-*

such einer bürgerlichen Lösung der tschechisch-deutschen Beziehungen im Rahmen der bürgerlichen-demokratischen Revolution nach dem Zerfall der österreichisch-ungarischen Monarchie, in: *Historica*, 22, 1983, S.77-118.

(7) Klepetař, Harry, *Seit 1918 ... Eine Geschichte der Tschechoslowakischen Republik*, Moravská Ostrava [1937].

(8) Kodedová, Oldřiška, Die Lohnarbeit auf dem Großgrundbesitz in Böhmen in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts, in: *Historica*, 14, 1967, S.123-174.

(9) リスト、フリードリッヒ (小林昇訳) 『農地制度論』岩波書店 1974年。

(10) Lodgman, Rudolf/Erwin Stern (Hg.), *Die sudetendeutschen Selbstverwaltungskörper. Eine Sammlung von Darstellungen der sudetendeutschen Städte und ihrer Arbeit in Wirtschaft, Finanzwesen, Hygiene, Sozialpolitik und Technik*, Bd. 10, Eger-Franzensbad, Berlin 1931.

(11) Maier, Karel, *Hospodárení a rozvoj českých měst 1850-1938*, Praha 2005.

(12) Meissner, Alfred, Löst die nationale Autonomie das nationale Problem?, in: *Der Kampf*, Jg. 1, H. 6, 1908, S.271-276.

(13) 中田瑞穂 『農民と労働者の民主主義 戦間期チェコスロヴァキア政治史』名古屋大学出版会 2012年。

(14) Naumann, Friedrich, Mitteleuropa, in: ders. *Werke*, Bd.4, Köln/Opladen 1964.

(15) 大津留厚 『ハプスブルクの実験 多文化共存を目指して』中央公論社 1995年。

(16) Pfaundler, Richard, *Der Finanzausgleich in Österreich. Ein Beitrag zur Entwicklungsgeschichte der finanziellen Beziehungen zwischen Staat, Ländern und Gemeinden in den Jahren 1896 bis 1927*, Wien 1927.

(17) Pötzl, Christof, Der städtische Waldbesitz, in: Lodgman/Stern (Hg.), *Die sudetendeutschen Selbstverwaltungskörper*, 1931, S.66-72.

(18) 佐藤勝則 『オーストリア農民解放史研究 東中欧地域社会史研究序説』多賀出版 1992年。

(19) 佐藤勝則 『三月革命期オーストリアにおける地方等族議会改革に関する地域社会史的研究』(1999-2001年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書、研究課題番号: 10610369) 2002年。

(20) Schreitter-Schwarzenfeld, Julius, *Die Finanzwirtschaft der sudetendeutschen Gemeinden u. Bezirke 1918 bis 1938. Gedanken, Erfahrungen, Dokumente*, München 1965.

(21) Schustert, Adolf Wolfgang, *Der Egerer Stadtwald*, Regensburg 1985.

(22) Siegl, Karl, Das Egerland und die

Stadt Eger. Geschichtliche Entwicklung, in: Lodgman/Stern (Hg.), *Die sudetendeutschen Selbstverwaltungskörper*, S. 23-32.

(23) Słomka, Jan, *From serfdom to self-government, Memoires of a Polish village Mayor, 1882-1927*, London 1941.

(24) 渡邊竜太 「戦間期チェコスロヴァキアにおけるドイツ人社会民主党の自治行政実践とその財政的背景」『社会経済史学』第75巻第5号、2010年(a)、69-89頁。

(25) 渡邊竜太 「1920年代チェコスロヴァキアにおける地方財政構造とボヘミア諸邦の地帯構造 チェコスロヴァキア共和国国民議会 1925-1929年任期・代議院印刷資料第705号の分析を中心に」『大学院教育改革支援プログラム(大学院GP)「歴史資源アーカイブ国際高度学芸員養成計画」平成20年度事業成果報告書』東北大学大学院文学研究科歴史科学専攻 2010年(b)、301-322頁。

(26) 渡邊竜太 「オット・パウアー『民族問題と社会民主主義』における財政論をめぐる論争と20世紀初頭のオーストリア社会」、小原豊志他編『西洋近代における分権的統合その歴史的課題 比較地域統合史研究に向けて』東北大学出版会 2013年、81-120頁。

(27) Wild, Karl, Die finanziellen Grundlagen der Stadt, in: Lodgman/Stern (Hg.), *Die sudetendeutschen Selbstverwaltungskörper*, 1931, S.62-66.

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

渡邊竜太 「20世紀初頭オーストリアにおける多文化社会と社会的格差」、『会誌』、東北大学文学部西洋史学科同窓会、査読無、第45号、2016年9月、59-61頁。

〔学会発表〕(計2件)

渡邊竜太 「20世紀初頭オーストリアにおける多文化社会と社会的格差」、東北大学文学部西洋史学科同窓会研究懇話会(2015年9月26日、東北大学)。

WATANABE Ryota "Social differentials of peoples and financial system in early 20th Century Austria", The 9th World congress of ICCEES in Makuhari, Japan (2015年8月6日、神田外語大学)。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

渡邊 竜太 (WATANABE, Ryota)

東北大学・大学院国際文化研究科・GSICS

フェロー

研究者番号: 40596524